

米国業界 自動車、保険が強硬 TPP 意見募集で対日要求 (01月15日)

日本農業新聞

米国政府は13日(日本時間14日未明)、日本の環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加についての意見募集を締め切った。自動車業界を代表する米自動車政策会議は日本の交渉参加に反対し、「日本は自動車市場の開放に向けた複数年の数量枠を示す必要がある」と注文。保険の業界団体は、日本郵政と民間企業を同じ競争条件にするまで「かんぼ生命」の事業を制限するよう求めた。米国最大級の政治力を持つ団体が難題を突き付けたことは、TPPをめぐる日米協議に影響しそうだ。

意見募集は、昨年12月7日から国内外の利害関係者らを対象に行い、日本のJA全中などを含む100件以上の意見が集まった。

同会議はフォードなど米自動車大手3社でつくる業界団体。日本の交渉参加に反対する理由として、(1)9カ国による交渉が遅れる(2)非関税障壁や為替操作で自動車産業を保護している(3)交渉参加を認めれば、日本の自動車市場の閉鎖性を改善させる機会を失うなどを挙げた。

同会議は、昨年11月に野田佳彦首相がTPP交渉参加国との協議開始を表明した直後にも日本の交渉参加に反対する声明を発表。今回の意見募集で、米国車輸入の数量枠を設けることを参加条件に挙げたことで反対姿勢をさらに強めた格好だ。米国政府は、TPPをめぐる日本との協議で、自動車の非関税障壁を取り上げる方針を表明。日本側は「どこが閉鎖的なのか具体的に示すべきだ」(日本自動車工業会幹部)と反発している。

生命保険会社など300団体でつくるアメリカ生保会議は、日本郵政と米国の保険会社との間に対等な競争条件が確保されるまで、簡易保険の新商品などを出さないことを交渉開始前の日米協議で約束させるよう要請。協同組合による共済事業についても税制や規制の見直しを求めた。

対日輸出拡大を狙う牛肉や豚肉など農業関係団体などからは日本の交渉参加を歓迎する意見が出た。全米コメ連合は「米の全タリフライン(関税分類品目)を交渉に含める」ことを参加条件にするよう求めた。

米国政府が「TPPが目指す自由化レベルの参考にする」としている米韓の自由貿易協定(FTA)では、事実上の米国車輸入数量枠となる環境基準の緩和や、郵政の保険事業などへの制限が含まれている。

**米通商代表部「2011年衛生・植物検疫措置に関する報告書」
に記された日本に関する報告から**

対象国	問題分野	具体的問題点	関係業界
日本	農業	〈コメ〉:「日本のコメ輸入制度は過剰な検査を義務づけて米国産米の経費を押し上げ、日本市場における米国産米の競争力を制約している」	
		〈牛肉〉:「米国は、日本が市場を完全に再開しようとしなことを非常に懸念している」	
		〈パレイシヨ〉:「日本における冷凍食品に関する細菌含有の規格は、いくつかの事例においては、特に加熱が必要な食品について非現実的であまりに規制が強い。例えば日本は、完成品に分類した米国の冷凍フライドポテトの積み荷を、大腸菌があるためにとどき拒絶している。米国は、検出された大腸菌は最小限であり、業界基準の限度内であると強く主張している」	
		〈食品添加物〉:「日本の食品添加物の規制は、いくつもの米国食品、特に加工食品の輸入を制限している」	
		〈収穫後の防かび剤〉:「日本の食品表示法は、収穫後の防かび剤を含むすべての食品添加物の小売り時点における告知を要求している…このような要求は、日本の消費者が米国製品を購入することを不必要に妨げている。費用がかかり不必要なこれらの要求事項を廃止するため、米国は日本とともに規制改革イニシアチブで取り組んでいく」	
		〈農薬の最大残留基準〉:「米国の基準値が日本より緩やかな場合の実施慣行について引き続き重大な懸念が存在する」	

米国ビジネス同盟の日本のTPP交渉参加に際する要求

日本	農業	① 〈コメ〉:減反制度および兼業農家への補助金制度の廃止	物品、サービス、投資
		② 〈ネガティブリスト方式〉:関税・非関税障壁の完全撤廃、市場開放	
		③ 医薬品・医療機器市場の自由化	
		④ 知財法の米国化	
		⑤ 政府調達市場の開放	
		⑥ 郵貯・簡保の民営化(=株式売却)	
		⑦ 一旦自由化したものを後退させてはならない方針	
		⑧ 外国労働者の規制緩和	

米自動車政策会議(AAPC)の日本のTPP交渉参加に際する要求

	自動車	軽自動車規格の廃止要求	

日米経済調和対話

* 下記の日本語文書は仮翻訳であり、正文は英文です。

2011年2月

(仮訳)

米国政府はこの新たな日米経済調和対話を通じ、新たな機会を創出し、新規事業や貿易を促進し、公共の福祉を増大させる措置を講じることによって、両国の経済成長を支援する機会を歓迎する。米国政府は、実行可能な範囲において、両国のシステム、規制アプローチ、その他の措置や政策の調和に向け、この共通の目標を推進する形で日本と緊密に協働することを期待する。

日本との協力関係の強化は、この対話において米国が特に重視する領域である。情報通信技術、知的財産権、農業関連措置やワクチンといった領域における両国の協力はすでに良好な成果をもたらしている。この対話の下、米国は共通の目標の達成に向け、当該領域ならびにおそらくはその他の領域においても、引き続き日本とのさらなる調和と連携を促進する。

米国側関心事項

情報通信技術 (ICT)

通信

周波数：オークションの活用を認めるなど、日本の周波数割当プロセスにおける客観性、透明性、説明責任を向上させる措置を講じ、より一層の競争とイノベーションを促進する。

支配的事業者規制：NTT やその関連会社に関わるいかなる改革も、特に新規市場参入者に対して競争的機会を保障する手段を十分に提供するものとなるようにし、政策決定プロセスがNTT からの不当な影響を受けず、開放的かつ非差別的な方法で進められるよう確保することで、競争や消費者による選択を推進する。NTT グループの再編に関わるいかなる提言もパブリックコメント手続きの対象とする。

移動体接続料：移動体着信料金が、日本の法律に沿い、効率的な経営の下でのコスト志向の原則に基づいた水準に設定されているか否かを評価する調査を開始することで、消費者の利益につながる公正な価格設定慣行を確保する。融合サービスおよびインターネット

対応サービス：融合サービスおよびインターネット対応サービスに関わる規制が策定または更新される際、日本の規制アプローチが、インターネット配信映像など革新的製品やサービスの提供を可能とすること、また支配的事業者が市場の競争を歪めないことを確保する。

透明性：総務省の規制・政策決定機関としての役割に鑑み、審議会・研究会等を含む、総務省の政策決定プロセスにおける透明性と説明責任を向上させる措置を講じることで、新たな技術について公正な市場機会と消費者による選択を確保し推進する。

国際協力：ICTに関わる共通の懸念や関心事項について、重要分野における共通原則の策定等を通じ、WTO等の場で引き続き協力の機会を探る。

情報技術

政府のICT調達：国際的な技術標準や傾向を反映し、技術中立性や相互運用性の原則に沿った日本政府全体に適用される政策の実施等を通して、政府のICT調達の競争、透明性、公平性を高める。

医療IT：国際標準に基づき、技術中立性や相互運用性を促進し、患者自身による自らの医療記録へのアクセスを向上させる医療ITを早急に導入することで、日本の患者にとっての医療の質と効率性を高める。

クラウド・コンピューティング：社会全体で成長やイノベーションを促進するクラウド・コンピューティング技術の潜在力を最大化するために、国境を越えるデータの自由な流れを促進する。データサービスについて提供場所が日本国内か国外かにかかわらず非差別の原則を採用する。データセンターやクラウド・コンピューティングに関わる規則の策定・施行に際し、透明性を確保し、国内外の産業界の意見を聞く。

プライバシー：政策の標準化や、ガイドラインの一貫性のある施行を通じ、個人情報保護法の実施について中央政府機関全体でさらなる統一化を図る。データの適切な共有を促すために、現行法の規定と運用を再検討し、データ保護に対するバランスの取れたアプローチを採用する。オンライン広告における個人情報の利用に関わるガイドラインの策定に際し、透明性を確保し、国内外の産業界の意見を聞く。

知的財産権

技術的保護手段：主に技術的保護手段の回避のために使用される機器やサービスの取引や、回避という不正行為に対して、より包括的な禁止規定を提供し、また必要に応じ、十分な民事・刑事上の救済を提供する等、アクセスコントロールおよびコピーコントロールに対する救済手段を提供することにより、技術的保護手段（およびこの技術的保護手段を採用するビジネスモデル）の確固たる保護を確実にし、権利者自身の著作物を保護する能力を高める。

著作権保護期間の延長：OECD諸国や主要貿易相手国での傾向を含む、新たな世界的傾向と整合性を保つよう、オーディオビジュアル作品に加えてすべての著作物に関わる著作権保護期間を延長し、著作権保有者の保護を強化する。

オンライン上の海賊行為：オンライン上の侵害に対するエンフォースメントを強化するために、法律、規制、その他の方策を更新する措置を講じる。またオンライン上の海賊行為に対処するため、インターネット・サービス・プロバイダーや権利者を含む、利害関係者間の協力的取り組みを奨励する。

エンフォースメント手段：権利者からの申し立てを必要としない、警察や税関職員および検察の主導による知的財産権の侵害事件の捜査・起訴を可能にする職権上の権限を警察や税関職員および検察に付与し、権利者への実効的な救済手段として著作権や商標権侵害に対して予め決められた法定損害賠償の制度を採用することで、知的財産権の侵害に対するエンフォースメントを強化する。

保護の例外：すべての著作物を対象に、日本の著作権法の私的使用に関する例外規定が違法な情報源からのダウンロードには適用されないことを明確にする。また、日本政府および審議会等が著作権保護に対する制限や例外に関わる提言を検討する際には、完全な透明性と、利害関係者が意見を提供する有意義な機会を確保する。

特許法と手続き：ワークシェアリングの効率性の促進により、特許手続きを簡素化する。中小企業や大学関連機関等において一層のイノベーションを促す環境整備に向けた施策を検討する。

透明性：デジタル環境などにおける著作権の適用やその他の知的財産権の問題に影響を及ぼす政策やイニシアチブを日本政府が策定・更新する際には、完全な透明性と利害関係者が意見を提供する有意義な機会を確保する。

日米協力：国内および世界中での知的財産権の適切かつ有効な保護とエンフォースメントを確実にするため、日米間でのさらなる協力を促進する。

郵政

保険と銀行サービスにおける対等な競争条件：市場における活発な競争を通して消費者の選択肢の拡大を推進するため、日本郵政グループの競争上の優位性を完全に撤廃し、規制面ですべてのサプライヤーに同一の待遇と執行を確保することにより、保険と銀行サービスにおいて日本のWTO上の義務と整合する対等な競争条件を確立する。

郵政改革：日本政府や関連する審議会などが、競争条件に影響を及ぼす日本郵政グループ関連の施策の変更を検討・実施する際には、完全な透明性を確保し、利害関係者が意見を提供する有意義な機会を提供する。日本が将来的な改革を検討する際には、対等な競争条件に関する長年の懸案事項に対処し、日本郵政グループに追加的な競争上の優位性を与えないようにする。

日本郵政グループの金融会社の業務範囲：かんぽ生命保険とゆうちょ銀行の業務範囲の拡大を認める前に、日本郵政グループと民間金融機関の間に対等な競争条件が整備されていることを確保する。

国際エクスプレス輸送における対等な競争条件：競合するサービスにおいて他の国際エクスプレス輸送サービス業者が課されるものと同様の通関手続きとコストを日本郵便に課すことや、独占的な郵便事業の収益が日本郵便のEMS（国際スピード郵便）の補助金となるのを防ぐ措置を取る こと等により、国際エクスプレス輸送分野において効率的な競争と対等な競争条件を促進する。

保険

共済：健全で透明な規制環境を促進するため、共済と民間競合会社の間で、規制面での同一の待遇および執行を含む対等な競争条件を確保する。

保険の窓口販売：健全な消費者保護を確保しつつ消費者の選択肢の拡大と利便性の向上を促すため、銀行の窓販チャネルについて、事実に基づいた透明性のある見直しを適時に行い、必要な変更は、利害関係者から意見を得る有意義な機会を設けた上で、グローバル・ベストプラクティスを考慮に入れつつ行う。

生命保険契約者保護機構(LIPPC)：現行制度が2012年に失効する前に、より効率的で持続可能なセーフティネット制度を作ること確保する。日本政府が制度の改訂を検討する際は、完全な透明性の維持を確保する。

外国保険会社の事業の日本法人化：日本において支店方式で営業を行っている外国保険会社が日本法人に事業を移行したいと希望した場合、保険契約者および債権者を保護する一方で、事業の継続性を維持するような途切れのない形で移行できるよう確保する。

独立代理店：保険商品の第三者販売チャネルの競争力を強化するための新たな措置を検討する。

透明性

パブリックコメント手続き(PCP)：より長いコメント期間を設けることや、最終的な決定が下される前に利害関係者の意見が十分に検討されることを確保するための追加的な方策を取るなど、日本のPCPを強化する方策を通じ、状況の変化や外国の利害関係者を含む利害関係者の懸念に対して開かれており、これに対応していると評価される強固で有意義なパブリックコメント制度を構築する。

審議会など：審議会等の設置や運営および利害関係者と国民に対する審議会等の開放性に係わる要件を厳格化することにより、利害関係者と国民に影響を与える可能性がある新規の政策や規制を検討する際に政府が設置する審議会等の透明性と包括性（インクルーシブネス）を向上させる。

規則の解釈：規則に関して一般的に適用される解釈の公表を政府当局に義務付けることにより、透明性、予見可能性を向上させ、規則の順守を促す。

運輸・流通・エネルギー

自動車の技術基準ガイドライン：革新的かつ先進的な安全機能を搭載した自動車に関する自主的ガイドラインを定める際の透明性を高め、また自主的ガイドラインが輸入を不当に阻害しないよう確保することで、米国の自動車メーカーがこうした自動車を日本の消費者により迅速かつ負担のない形で提供できるようにする。

再生可能エネルギーに関する規制制度：風力発電事業の許認可も含め、関連する規制制度を簡素化・統一することで、より多くの再生可能エネルギー技術の採用を推進する。

申告のための通関事務所の選択：輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用する通関業者が利便性のよい通関事務所でエクスプレス貨物の申告ができるよう認め、円滑かつ効率のよい通関手続きを促す。

税関職員の共同配置：民間企業所有の保税地域への税関職員の派出を認め、書類審査のための通関事務所への移動時間を無くし、税関職員が現物検査を行うまでの待ち時間を減らすことにより、通関手続きの効率を向上させる。

免税輸入限度額：現行 1 万円の免税輸入限度額を最低でも二倍に引き上げることで、円滑な物流を可能にし、税関職員の仕事量を削減する。

農業関連課題

残留農薬および農薬の使用：日本の最大残留基準値設定に関わる農薬の審査、農薬の収穫後利用に関わる枠組み、基準値違反に対する執行 政策など、未解決の農薬関連の問題に対処することにより、新規に開発されたより安全な農薬のさらなる利用を促進し、日米両国の政府関係者の協力を促す。議論では、国際的な基準と慣行が考慮されるべきである。

有機農作物：科学に基づいた基準を有機農作物に使用される生産資材の環境への安全性の評価に適用し、有機農産物の貿易の強化を目的に現行の残留農薬政策を修正し、さらに両国市場において有機農産物の表示に取り組むために協力する。

食品添加物：日米両政府の協力体制を強化するとともに、FAO/WHO 合同食品添加物専門会議によって安全と認められており、かつ世界各国で使用されている 46 種類の食品添加物の審査を完了することにより貿易を促進する。現在、6 種類の食品添加物の審査が終了していない。

ゼラチン：ゼラチンの市場へのアクセスを提供することによって科学に基づいた国際的なガイドラインと整合性を持たせる。

競争政策

執行の有効性：調停手続きの導入、過度な独占禁止法（独禁法）適用除外の廃止、企業結合の審査における効率性および透明性の改善、大学院レベルの経済学の教育を受けた職員の増強、適切な執行問題に関する外部専門家の採用、独禁法に関する裁判官向け教育プログラムの構築などを通じ、効果的な独禁法の執行プログラムがもたらす利益を増大させる。

手続きの公正性：公正取引委員会（公取委）の行政審判や司法審査制度の改革、公取委の執行上の必要性に沿った形での公取委調査における保護手続きの強化、公取委が命令を出す前に企業が疑惑に対して申し立てを行なう十分な機会の確保などを含む、公取委の行政

および調査過程の手続きの公平性と透明性の改善を通じて、公取委の執行決定に対する信頼性を高める。

談合：特に調達担当職員の利益相反を排除するための規定の強化や、官製談合を排除する取り組みの促進、公取委の課徴金減免制度の適用が認められた企業に対する行政措置減免制度の拡大などの措置を通じて、政府調達における競争を促進し談合を排除する。

ビジネス法制環境

国境を越えた M&A：対日 M&A 活動を阻害している可能性のある法律、規制ならびに税制上の要件の見直しや、買収防衛策の導入に際しての一般的な株主利益の保護強化などの取り組みを通じて、日本がより活発な対日 M&A 活動から恩恵を受けられるようにする。

コーポレートガバナンス：真に独立した取締役の役割強化、株主投票のメカニズムの有効性の向上、企業開示の充実および少数株主保護の強化などの国際的なベストプラクティスの促進を通じて、効率的な商慣行および株主に対する経営の説明責任を改善する。

法務サービス：外国法事務弁護士（外弁）による専門職法人の設立を認めること、外弁の法律事務所が国内に複数の支所を設置することを認めること、インターナショナル・リーガル・パートナーシップにおいて弁護士が対等なメンバーになることを認めること、また外弁の資格要件の見直しを行ったり認可手続きおよび報告義務の簡素化を図ること等によって、日本における国際的法務サービスへのアクセスを拡大する。

医薬品・医療機器

医薬品・その他

新薬創出・適応外薬解消等促進加算（新薬創出加算）：新薬創出加算を恒久化し、加算率の上限を廃止することにより、ドラッグ・ラグ解消を促進し、研究開発への誘因を強化する。

市場拡大再算定：市場拡大再算定ルールが企業の最も成功した製品の価値を損なわないように同ルールを廃止もしくは少なくとも改正し、日本における当該製品の開発を奨励する。

外国平均価格調整（FPA）ルール：日本における価格が外国平均価格より高いか低いかにかわらず、製品が平等に扱われるよう FPA ルールを改定し、日本の薬価政策の公正な実施を保証する。

14 日の処方日数制限：患者の利益ならびに医薬品へのアクセスを考慮し、新薬の 14 日処方日数制限ルールを改正し、安全性の保障に必要な最低限の制限にする。

ドラッグ・ラグ：日本における革新的新薬の早期導入を促進し、ドラッグ・ラグを縮小するよう次の措置を取る。適切な場合には 東アジア諸国における臨床治験データの受け入れを検討する。医薬品の承認審査目標が達成され、事前相談の申し入れへの対応が迅速に行われるよう保障する。最近の業界との積極的な交流を基に、医薬品医療機器総合機構（PMDA）ならびにスポンサーが、質疑応答プロセスの支援に必要な実務要員をより効率的に計画・管理するために役立つ明確なプロセスを構築する。

行政審査期間：年 4 度の薬価収載を月一度へ増やし、日本の患者の新薬へのアクセスを迅速化する。

手数料：2012 年から 2017 年までの手数料の規模および評価指標などを含む、次期手数料制度の詳細について業界との協議を開始し、日本の薬事承認プロセスにおける効率性の向上に対する業界の継続的な貢献を奨励する。

血液製剤：国内自給、表示、規制、保険償還の問題についての米国業界との協議を通じ、日本における患者の血液製剤へのアクセスを拡大する。関連する委員会等において、業界が情報、意見および証言を提供する機会を設ける。

ワクチン

ワクチンに対するアクセス：日本全国におけるワクチンの供給を促進する長期的解決策を見つけて、2010 年に採用された HIB、肺炎球菌、HPV ワクチンについての措置を拡充する。

透明性：推奨ワクチン特定のための明確な基準およびスケジュールを設け、新ワクチンの日本の患者への導入を迅速化する。

ワクチンに関する意見交換：二国間の協力および意見交換を通じ、国のワクチン計画の策定に対する日本政府の取り組みを促す。

医療機器

外国平均価格調整 (FAP) ルール：FAP を廃止、もしくはそれが不可能な場合は FAP 算定時のルールと手法の不変性を確保し、日本において時宜にかなった医療機器の導入および安定供給を促進する。

体外診断薬 (IVD) に関する保険償還：臨床的価値に基づき IVD の保険償還を評価し、日本の医療制度の効率性を向上させる高度で改良された IVD 製品の価値を評価する。

大型医療機器に対する C2 保険適用プロセス：革新的な大型医療機器に関し、1) どの製品が C2 の指定に合格かの判断、また 2) C2 製品の適切な価格の決定に際しての明確な基準およびガイドラインの作成に向け、業界との対話を行い、このような医療機器の日本への導入を促進する。

デバイス・ラグおよびギャップの解消：医療機器の審査迅速化アクション・プログラムの時宜にかなった実施を保証し、革新的な医療技術の日本への導入を迅速化する。

企業に対する薬事規制負担の軽減：企業にとって薬事規制上の負担を増加させる原因となっている品質管理システムおよび外国製造業者認定に関する要件の修正に向け利害関係者と協議し、日本市場へ革新的技術を提供する企業が置かれた状況を改善する。

化粧品

医薬部外品：日本の消費者が医薬部外品製品により迅速に、不要なコストを課されることなくアクセスできるように、医薬部外品承認ガイドラインの導入およびその他の施策を実施する。

広告・表示：日本の消費者がより詳細な情報を得た上で判断ができるよう、化粧品の効能表示の範囲を拡充する。

化粧品・医薬部外品の輸入：化粧品・医薬部外品の輸入が改善かつ効率化されるよう輸入プロセスを簡素化・合理化する。

その他透明性・規制問題：化粧品・医薬部外品の広告に関する規則制度の透明性を高め、米国を含む業界関係者の全国医薬品等広告監視協議会（六者協）への参加を認める。

栄養補助食品

規制分類と表示：保健機能食品制度を向上させる方法、原料に特化した健康強調表示を許可するシステムの提案など、日本の健康食品制度について業界が情報や意見を提供できる機会を増やす。

健康食品安全規制：栄養補助食品に使用される新しい原料が医薬原料、食品原料、もしくは食品添加物として分類されるプロセスならびに基準を明確にすることにより、円滑な貿易を促進し、さらに他の先進諸国のベストプラクティスと比較して輸入手続きを向上させる方法を検討する。

食品添加物：他の先進諸国で一般的に認可されている、栄養補助食品に使用できる添加物、溶媒および化学形態の栄養素のリストを拡大する。

2011 年米国通商代表 (USTR) 外国貿易障壁報告書 (日本の貿易障壁言及部分: 外務省作成仮要約)

平成 23 年 10 月 25 日
外 務 省

米国時間 2011 年 3 月 30 日、米通商代表部 (USTR) が公表した「2011 年外国貿易障壁報告書」の我が国に言及する部分は以下のとおり。

1 輸入政策

(1) 牛肉輸入制度

日本は米国産牛肉・牛肉製品輸出に対し、OIE 基準に整合していない市場アクセス障壁を維持しており、科学及び国際基準に基づき、かつ、商業的に成り立ち得る方法で、日本市場を再び開放することは、重要な優先事項である。

(2) コメ輸入制度

日本の極めて規制的で不透明な輸入米の輸入・流通制度が日本の消費者の輸入米への意味あるアクセスを制限している。

一般ミニマムアクセス入札を通じた米国産輸入米のほとんどすべてが政府在庫に向けられ、その政府在庫から、ほとんどが加工用、飼料用又は食料援助用に仕向けられる。業界の調査によれば日本の消費者は米国産の高品質米を買うと見込まれるにもかかわらず、米国産と特定され消費されるコメはわずかである。米国は日本が今後とも WTO 上のコメ輸入量に関するコミットメントを満たすことを期待。

(3) 小麦輸入制度

日本では小麦は、農林水産省を通じて輸入され、日本の製粉会社に対し、輸入額より相当に高く売り渡される。高い価格が日本の小麦製品の価格を引き上げ、小麦の消費を減退させている。2007 年に、農林水産省は国際価格の変動を踏まえて小麦の売渡し価格について頻繁な調整ができるよう小麦輸入制度を改定したが、米国政府は、引き続き日本の小麦の国家貿易の運用とそれによって貿易を歪曲する可能性を懸念。

(4) 豚肉輸入制度

(豚肉輸入制度を説明。)

(5) 牛肉セーフガード

(牛肉セーフガードの仕組みを説明。)

(6) 水産品

日本の輸入水産品に対する関税は一般的に低いが、複数の製品に対する関税が米国輸出の障害となっている。他に市場アクセス問題も残っている。例えば、日本はスケトウダラ、マダラ、シロガネダラ、サバ、イワシ、イカ及びニシンに輸入割当を維持。さらに、タラ、タラコ及びスリミにも輸入割当を維持。日本の輸入割当制度行政はこの数年で著しく改善しており、魚類及び水産物の米国輸出への障壁は引き続き軽減されることが期待されている。

(7) 牛肉、かんきつ類、乳製品、加工食品への高関税

日本は、赤肉、かんきつ類、ワイン及びあらゆる加工食品を含む米国にとって重要な複数の食品に高関税を維持。これらの高関税は、一般的に日本で国内生産がある食品にかけられている。これら高関税品目の関税を削減することが WTO・DDA 農業交渉における米国政府の優先事項である。

(8) 木材及び建築資材

日本は特定の木材製品の輸入を傾斜関税によって規制し続けている。木材製品への関税の撤廃は米国政府の長年の目標。

(9) 皮革製品・靴

日本は、皮革履物の日本市場への輸入を実質的に制限する関税割当枠を設定し続け、また不透明な方法で同割当枠を設定している。米国政府は、同割当の撤廃を引き続き目指していく。

2 サービス障壁

(1) 日本郵政

米国は、日本郵政を民営化すべきかについては中立である。しかし、日本郵政グループの金融機関やネットワーク会社の改革が日本の金融市場における競争に深刻な影響を及ぼしかねないことから、米国政府は日本政府の郵政改革の取組を注意深くモニターし続けるとともに、日本政府に、日本郵政各社と民間の銀行、保険、急送便事業者との間で対等な競争条件が確保されるために必要なすべての措置をとることを求めていく。

急送便の分野について、米国政府は日本郵便(郵便事業株式会社)と国際急送便事業者との間の不公平な競争条件に引き続き懸念を有している。米国政府は、日本郵便が他の国際急送便事業者と同様の通関手続・費用を求められること、独占的な郵便事業の収入による日本郵便の国際急送便への補助を防止すること等により、日本が公平な競争を進めていくよう呼びかける。

米国政府はまた、日本が郵政改革を検討するに際し、透明性と情報開示の重要性を引き続き強調する。その結果として、米国政府は意思決定が行われる前に、関心を有する者が関連の政府当局や諮問委員会等に意見を述べ得るパブリックコメントの手続きと機会の十分かつ意味ある活用を行うことを含め、郵政改革のプロセスが十分に透明であることを確保するよう求め続けてきた。タイムリーかつ正確な会計報告や関連文書の開示は、引き続き会議の議題、議事録及びその他の関連文書を公開していくことと同様に郵政改革のプロセスにおいて重要な機能を果たす。

(2) 保険

日本の民間保険市場の規模や重要性及び依然として残っている障壁の範囲に鑑み、米国政府は、日本政府による規制枠組みが開放的で競争的な保険市場を促進することを引き続き高い優先事項としている。

ア かんぽ生命

米国政府は、かんぽ生命が日本の保険市場の競争に与える影響につき長年懸念を有してお

り、改革の実施を引き続き注意深くモニターしている。米国政府の観点から見た重要な目標は、日本の国際的義務と整合的に、日本郵政グループと民間セクターとの間に対等な競争条件を確立することである。米国政府は日本に対し、同等の扱いを確保するためのいくつかの取組を引き続き求めていく(以下に限るものではない):①日本郵政グループの金融機関と民間企業に対する同等の監督、②日本郵政グループの会社に保険業法のアームズ・レングス・ルールとの整合性を厳守させることや適切な会計文書の公開を含め、日本郵政内の事業や関連会社間の相互補助を防止するための適切な措置をとること及び③郵便局会社が、そのネットワークに関して、他の民間保険会社に対して、日本郵政グループの会社と同等のアクセスを与えるとともに、民間会社の商品を透明性を持って、差別なく選択し提供することを確保すること。

米国政府は、対等な競争条件が確立される前に、日本郵政グループの金融機関の業務範囲拡大を日本政府が認めないよう、引き続き求める。米国政府は、かんぽ生命に対する制限を緩め、保険加入限度額を 1300 万円から 2500 万円へ引き上げるとの 2010 年 3 月の閣僚提言を懸念。さらに、新商品認可のプロセスが透明かつ全関係者にオープンであることが肝要である。

米国政府は、日本が透明性を確保するために以下を含む措置を取り続けることを求めている:新商品を含めた事項に対する意思決定の前に、関心を有する者に対して、政府当局者及び政府の諮問委員会等との意味のある意見交換を行う機会が提供されること、規制、ガイドライン、政令その他の措置の策定や実施にあたり、パブリックコメント手続を十分活用すること。

米国政府は、郵政改革法案が日本郵政グループの会社に対し、規制や税制上の優遇措置、追加的に優位な競争条件を与えることを懸念することを伝えてきた。米国政府は、日本政府に対し、日本の WTO の義務と整合的に、公平な競争条件にかかる長年の懸念に十分に対応すること、米国企業からの意味のあるコメント機会を与えることを含め、政策立案プロセスに十分な透明性を確保することを求めてきた。

イ 共済

米国政府は、対等な競争条件を確保するため、共済は、金融庁による監督下に置かれることを含め、民間セクターのカウンターパートと同じ規制水準・監督に服するべきだと考える。

米国政府は、それまでの進展を逆転させる 2010 年の日本政府の動きを懸念してきた。例えば、11 月に成立した保険業法改正法により、従来は 2013 年 11 月までに少額短保険業 (SASTIP)の要件を満たす必要があった公益法人による共済について、認可特定保険業者として当面はこれまで通り業務を行うことを認めたことである。

ウ 保険契約者保護機構 (PPC)

米国政府は、日本に対して PPC システムについて、関係者との十分かつ意味のある審議を通じた抜本的な改革を引き続き求める。

エ 銀行窓口販売

米国政府は、銀行窓口販売チャンネルについて、利害関係者からのインプットのための有意義な機会を提供し世界のベストプラクティスを考慮し、事実関係に基づいた、透明で、タイムリー

な見直しを行うことを求めていく。

オ 外国保険会社の事業の日本法人化

米国政府は、日本に対し、日本で支店を営業する外国法人でその事業を日本法人へと事業移転することを希望する際には、当該日本法人化が保険契約者や債権者を保護し、事業の継続性を確保しながら途切れのない形で行われるよう措置をとるべきであると提言してきた。米国政府は、保険業法におけるポートフォリオ及び事業移転に関する条件がこれに従って改正されることを引き続き求めていく。

(3) 金融サービス

米国政府は日本に対し、オンライン金融サービス、確定拠出年金、信用調査機関、顧客情報の共有を含め、引き続き金融セクターの改革を求める。さらに、米国政府は、ノーアクションレターや関連のシステムの効率性向上、日本の金融関連法の解釈の提示及び懸念や調査手続の改善の可能性等についてすべての関係者からのインプットを要請すること等による、同セクターにおける透明性の改善を求めてきた。日本はこのセクターにおける進捗を見せたものの、多くの課題が残っている。

(4) 流通サービス

米国政府は、日本に税関手続きを改善し、他のより迅速で、より低コストの解決策を見出すための様々な取組を行うことを求め続ける。この観点から、米国政府は、良いコンプライアンス記録を有する輸出業者に対し、輸出品の税関通過を迅速化させる日本の AEO 制度の導入の取組みを歓迎。米国政府は、また、日本が税関法に基づく免税輸入限度額を 1 万円からより高い水準へ、例えば、2 万円以上へ引き上げることを求めてきた。通関手続きは、例えば、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用する通関業者が通関事務所を選択できるようにすることや、貨物を扱う民間企業が所有する保税地域において税関職員が共同配置されることが認められれば、さらに円滑化されるであろう。

(5) 電気通信

米国政府は、引き続き以下のことを日本に求めていく:新興技術や事業モデルのための公平な市場機会の確保;融合・インターネット対応サービスのための適切な規制枠組みの策定;及び支配的事業者に対する競争上のセーフガードの強化。米国政府は、日本がルール策定に際しての透明性を改善すること及び制度的意思決定において公平性を確保するよう引き続き要請する。

ア 固定回線相互接続

(最近の制度変更を説明。)総務省は NTT に対し、接続料を下げるよう働きかけてたものの、国際水準に比べ依然高いままである。

イ 支配的事業者規制

NTT はファイバー・ツー・ザ・ホーム (FTTH) サービスには十分な競争があるためアンバンドリング規制は緩和されるべきであるとしているものの、NTT の市場占有率は過去数年着実に増えている。米国政府は、融合サービス市場に参加するすべての事業者に影響する NTT の法的構造に関する全体的な見直しに照らし、日本が電気通信市場の競争の確保に引き続きコミットするよう求めてきている。

ウ ユニバーサルサービス

ユニバーサルサービス基金が存在するにもかかわらず NTT 東日本から NTT 西日本への特定費用負担金を維持しているのは、重複に見える。米国政府は、この相互補助の廃止を求めてきた。

エ モバイルターミネーション(携帯電話接続)

携帯電話接続料は、未だ国際標準及び特に日本における固定回線接続料と比較し高止まりしている。2002 年に NTT ドコモは支配的事業者と認められたにもかかわらず、総務省は NTT ドコモに対して費用の公表や料金の算出根拠の説明を求めている。携帯セクターに新規事業者が参入する中、米国政府は効果的な競争が確保されるよう NTT ドコモ及び総務省の双方の行動を注視するとともに、総務省に対し、より経済的に効率的で事業間で相互に接続料を支払い合うことのない「ビル・アンド・キープ」制度への移行の利点を検討するよう働きかけてきた。

オ 新しい移動体無線免許

周波数不足と新技術に対する高い需要に照らし、米国政府は総務省に対し、特に 2011 年 7 月に放送局が地上デジタルテレビへ移行することにより入手可能となるとみられる周波数に関し、技術的中立性の原則と整合するようなタイムリーで、透明性があり、客観的で非差別的な方法で商用周波数を割り当てるため、オークションを含む代替メカニズムを検討することを求めてきた。

(6) 情報技術(IT)

ア クラウドコンピューティング

米国は、日本の国内外で提供されるデータサービスについて非差別原則を採用することを求めてきた。米国政府はまた、日本政府に対してデータセンターやクラウドコンピューティングについてのルールの策定及び実行に当たっては、十分な透明性の確保と内外の企業からの意見聴取を求めてきている。

イ 医療 IT

不十分な償還インセンティブに加え、相互運用性、技術的中立性及び国際的調和を欠く政府の政策は、米国の重要な市場である日本の医療 IT サービスセクターの拡大を妨げる。米国政府は、技術的中立性、相互運用性を促進し、患者に診療記録へのアクセス拡大を可能とする、国際基準に基づいた医療 IT の迅速な実施を通じた、ヘルスケアにおける質と効率性の改善を日本に求めてきた。

ウ プライバシー

ばらばらで一貫性のない日本の省庁におけるプライバシーガイドラインは、日本における個人情報情報の保存や一般的な扱いに関し、不必要に負担の多い規制環境を作り上げた。米国政府は、日本に対し、政策の標準化や一貫したガイドラインの実施を通じ、中央政府全体のプライバシー法執行にあたり、一層の一貫性が導入されることを求めてきた。米国政府は、さらに、オンライン広告に関するプライバシーガイドラインが策定される過程において、適切な情報の共有を促し、完全な透明性を確保するとともに広く協議すべく、日本がプライバシー法の規定や適用を見直すことを求めてきた。

エ IT 及び電子商取引

IT 及び電子商取引に関する日本の政策立案プロセスの透明性が不十分であることは、日本におけるイノベーションと競争力を妨げ、米国企業のアクセスを制限してきた。米国政府は、日本に対し、政策立案過程のすべての段階における産業界のインプットの聴取及び考慮を通じ、政策立案過程を改善することを求めてきた。

(7) 司法サービス

日本は外国弁護士が日本において国際法務サービスを効率的な形で提供する能力に制約を課している。米国政府は引き続き日本に対し、特に次の方法を通じて法務サービス市場をさらに開放するよう求めている: 外国弁護士が専門法人を設立すること及び専門法人を設立したか否かを問わず、複数の支店を日本に開設することを認めること; 及び新規外国法務コンサルタントの登録手続の迅速化。米国政府はまた、日本に対し、日本の弁護士が海外の弁護士とともに国際法務パートナーシップに加盟することについて、法的な障害や弁護士会において障害がないことを確保するための措置を日本が取るよう要請している。

(8) 医療サービス

厳格な規制によって、外国事業者を含む営利企業が包括的サービスを行う営利病院を提供する可能性等、医療サービス市場への外国アクセスが制限されている。

(9) 教育サービス

依然として残る過度な規制が、外国の大学が日本に分校の開設を思いとどまらせる原因の一つであり、これは行政的な要求や教育学上の選択への制約という形で障壁となっている。

米国政府は、外国大学が日本の教育環境に対し独特な貢献を提供し続けることができるように、引き続き日本の文部科学省に対し、外国大学と取り組むことを通じ、日本の大学に匹敵するような税制上の優遇措置を与えるための全国規模の解決策を探ることを求めている。

3 知的財産保護及び執行

日本は一般的に強固な知的財産権保護と執行を行っているが、米国政府は引き続き日本に対し、二国間協議・協力及びマルチや地域的な会議を通じ、知的財産権保護と執行の改善を求めている。

2010 年には、米国政府は引き続き日本に対し、最近の国際的潮流に沿って著作権及び関連する権利のすべての対象について保護期間を延長するよう求めた。加えて、著作権法の改正が 2010 年に施行され、特に、これにより私的利用の例外条項は、音楽作品や映像が違法なソースから意識的にダウンロードされた場合は適用されないことが明らかとなった。米国政府は、また、日本政府に対し、このような私的利用例外への制限が著作権や関連する権利によって保護されるすべての作品にも広げられるよう引き続き求めていく。

米国政府は、日本に対し、デジタル環境における海賊対策を含め、海賊率を引き続き引き下げるよう求めてきた。警察や検察は、権利者の申し立てなしには、知的財産犯罪を独自に取り締まる職権上の権限を欠く。日本のインターネット事業者 (ISP) 責任法も、インターネット上の権利保持者の作品に十分な保護を与えるためには、改善されなければならない。加えて、日本の法律は、技術的保護手段の回避、そのような回避のために使用されるツールの密輸、及び回避サービスの提供に対し、効果的な刑事・民事上の対処法を講じるべきである。

4 政府調達

(1) 建設、建築及び土木工事

日本の公共事業セクターへの米国の設計・コンサルティング及び建設企業の参入を制限する、談合を含む問題ある慣行が続いている。

米国政府は、この広汎な問題の対策のため、より効果的な行動をとるよう引き続き日本に対し働きかけていく。米国政府はまた、日本に対し GPA(WTO 政府調達協定)上の鉄道分野の調達の安全注釈について撤廃するか、またはより狭く適用するよう引き続き求めていく。

米国企業が特に関心を抱く、幾つかの大規模公共事業について、米国政府は特別な注意を払っている。これらは、外環道を含む主要高速道路、主要公共建築物、鉄道調達、都市開発及び再開発事業、計画的港湾施設拡張事業、主要な PFI 事業、さらに未実施または未完成の MPA(「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府措置」)事業等である。米国政府はまた、「グリーン」建築、設計、調達に関する動向にも注視していく。

(2) 情報通信(IT)

透明性欠如、単独供給契約への過剰な依存、知財所有権への制限等が、特に、日本政府の IT 調達への米国企業の参加を妨げている。したがって、米国政府は、日本に対し、技術的中立性や相互運用性の原則に基づく国際的な技術の潮流や基準を反映する国内の政府横断的な政策の遂行等を通じて、日本が政府調達に一層の競争、透明性、公平性を導入することを求めてきた。米国政府は、クラウドコンピューティング事業にかかる日本の政府調達がクラウド事業提供者によって使用される技術との関係で中立的となるよう働きかけている。

5 投資障壁

世界第 3 位の経済大国であるにもかかわらず、日本は依然として OECD 加盟国のどの主要国と比べても投資全体に占める対内直接投資が最も低い。他の OECD 諸国では外国直接投資の 8 割を占める対内 M&A 活動も日本においては遅れている。

様々な要因が日本におけるクロスボーダー M&A を困難にしている。それらは、外国人投資家に対する態度、株主の利益よりもゆるぎない経営陣を保護する不適切なコーポレートガバナンスのメカニズム、財務の透明性や情報開示の不足等である。

6 反競争的慣行

日本は競争政策の強化のため、近年重要かつ前向きな取組をしてきたが、カルテル的行動や談合を撲滅するためには更なる取組が必要。同時に、現行の独占禁止法の執行のためのシステムがデュー・プロセス保護を十分に与えているかについては懸念が存続する。

(1) 独占禁止の遵守及び抑止の向上

米国政府は引き続き日本が本格的な独占禁止法違反に対し、執行の実効性を最大限にするよう取り組むことを求めてきた。

大学院レベルの経済学の訓練を受けた職員の数の不足という要因により公正取引委員会の

独占禁止法を執行する能力が制限されている。この要因は、公正取引委員会が、カルテル的行動でないことを適切に評価するために必要とされる注意深い経済分析に従事することを妨げる。米国政府は引き続き、公正取引委員会がその経済分析能力を向上させることを求める。

(2) 公正取引委員会の手続的公正と透明性の向上

公正取引委員会は、発出される停止命令や追徴金支払命令の対象企業に対し、公正取引委員会職員からの証拠を見直すこと及び最終命令発出の前に、証拠を提出し抗弁することを認めているものの、現行のシステムが十分な法の適正手続を保障しているのかについて疑義が生じている。

経済界及び法曹界からも、公正取引委員会の調査手続における特定の側面における手続的公正性の欠陥について指摘がされた。

(3) 談合撲滅のための手段拡充

米国政府は、政府調達における利害の衝突を防ぐため、政府関係者による談合への関与を撲滅するための努力を改善し、及び行政措置減免制度を拡大するためには追加的な措置が必要であるとの懸念を引き続き表明する。

7 その他分野及び分野横断事項の障壁

(1) 透明性

米国政府は、政府の規制や政策決定プロセスにおける高い透明性を達成するための新たな施策を採用するよう日本に強く求めてきている。

ア 諮問機関

米国政府は、すべての利害関係者に対して、諮問機関及び他の政府開催のグループに参加し、またこれらに対して直接情報提供できるような、豊富で有意義な機会が適切に提供されるように保証するための新たな要件を採用することにより、これら諮問機関及びグループの透明性を保証することを求め続ける。

イ パブリックコメント

米国政府は、日本が既存のパブリックコメントが十分に実施されていることを保証し、制度をさらに改善するために追加の改正を行うことの必要性を強調している。

ウ 規制と規制執行の透明性

民間部門がコンプライアンスを必要とする規制と規制の公的な解釈に関する十分な情報を持つことを保証するため、米国政府は、日本が特に省庁と機関に対して、規制と、規制に一般的に適用される解釈に関するすべての政策方針を公表するよう命じるように求めている。

(2) 商法

米国政府は、取引上合理的に適用されうる課税繰延措置の有無を含め、国境を越える合併買収の障害を特定・撤廃するよう、また、日本企業が買収防衛策を採用し、もしくは株式持ち合いに従事するときに、株主の利益が適切に保護されるように対策を講じることを日本に対して求め続けている。

米国政府はまた、積極的かつ適切な議決権行使を促進・奨励すること、社外取締役の独立性を確保し、取締役会での役割を増大させること、取締役と大株主の受託義務の明確化により少数株主の保護を強化すること、上場企業の企業統治を改善し、少数株主の利益の保護を保証するような上場規則とガイドラインを採用するように証券取引所に求めること等により、商法と企業統治システムを一層改善するよう日本に求め続けている。

米国政府は、日本支社を通して日本で主要な事業を合法的に実施しようとする米国企業への悪影響を防止するように、会社法第 821 条の曖昧さを解決するよう改正することを日本に期待し続けている。

(3) 自動車及び自動車部品

米国メーカーが新技術(燃料電池自動車など)を使った自動車を試験やデモンストレーションのために持ち込もうとする際に、手続が不透明である等の障害に直面する。また、新たな安全性能を持つ自動車を持ち込む際にも同様である。このような規制障壁を改善するよう、また、基準や規制を課す際には国際整合性を十分考慮するよう、引き続き日本に働きかける。

(4) 医療機器及び医薬品

米国と日本での医薬品の導入の間には、平均で約 2 年間のタイムラグがあり、また、日本では、欧米の医療機器の約半分しか利用できない。米国政府は日本に対し、民間部門による革新的な製品の開発を促し、そのような製品への患者のアクセスを改善するよう、改革に取り組むことを引き続き求める。

医療機器に対する日本の償還価格政策は、市場に革新的な医療技術が導入されることを阻害し続けている。内在的な予測不可能性と不安定性を解消するため、医療機器の外国平均価格調整ルールを廃止するか、少なくとも次の隔年の償還価格改定に適用されるルールは、前回適用されたルールよりも負担を大きくしないことを保証するよう求める。

試行的に導入されたいわゆる薬価維持加算については、その恒久化を求める。また、市場拡大再算定制度など、革新的な医薬品の開発と導入を妨げる他の償還政策を導入することを控えるよう日本に求める。

(5) 血液製剤

米国政府は、血液血漿製剤の輸入規制を緩和することによって、患者の血漿製剤へのアクセスを拡大するよう日本に求めている。さらに、米国政府は、日本に、製品のレビューの効率性を向上させ、血漿製剤の表示の無差別性を確保することを引き続き求めている。償還に関しては、血漿製剤の特殊性を考慮した保険償還制度の検討を求めている。

(6) 栄養補助食品

健康強調表示に対する非常に負担の大きい規制が主要な懸念である。食品添加物申請に要する長いリードタイム、栄養補助食品の製造に際しての有機溶剤の使用制限、栄養補助食品に対する輸入税が、同じ成分が含まれる医薬品に比して高いこと、安息香酸やソルビン酸のような自然に発生する微量の物質のための検疫所での出荷の遮断、新成分の分類における透明性の欠如、健康食品関連規制の制定プロセスにおける透明性の欠如に対しても懸念がある。

(7) 化粧品及び医薬部外品

医薬部外品として分類される特定の製品に対する市販前承認のプロセスは、負担が大きく、

透明性を欠き、製品の安全性・品質・有効性を高めるとは思われたい要件を含む。また、化粧品と医薬部外品の広告・表示の規制が、企業が消費者に製品の利点を伝えることを妨げている。米国政府は引き続きこれら及びその他の問題に取り組むよう求め続ける。

(8) 食品及び栄養機能食品の成分開示要求

新開発食品及び栄養機能食品について、成分と食品添加物の名称・割合・製造工程の表記を求めていることは、負担が大きく、専有情報の競争相手への漏出の危険もある。

(9) 航空宇宙

米国政府は、米国企業が日本の衛星市場に参画できる機会を十分に得られるよう働きかけている。

(10) ビジネス航空

米国政府は、民間航空会社に特化した民間航空の規制がビジネス航空へも適用されていることを見直し、北米、欧州や他の先進諸国でのビジネス航空の扱いと整合するよう、ビジネス航空業界に特化した適切な規制を検討するよう、国土交通省航空局に求め続ける。

国土交通省航空局は羽田空港におけるビジネス航空の使用に関する重要な規制の自由化を発表した。さらに、成田空港ではビジネス航空の設備の提供に関する議論が継続している。しかしながら、ビジネス航空の全体的な規制の枠組みの継続的な改善は、依然として必要である。

(11) 民間航空

米国政府は、羽田空港及び成田空港におけるキャパシティ拡大と混雑緩和のために更なる措置を取り続けるよう日本に対し引き続き求める。

(12) 運輸及び港湾

米国政府は、長年、日本の港湾に関する参入障壁と競争力に関する懸念を持っている。長期的な関係、透明性の欠如、ライセンス要件及びその他の要因は、外国船会社が日本にサービスを提供する能力を大きく制限してきた。

日米経済調和対話

2011年3月

日本側関心事項

1. 日米双方の経済政策に関する最新状況

両国の経済成長に向けた諸施策に関するアップデート：我が国の「新成長戦略」や規制改革等の取組の現状、米国の「国家輸出イニシアティブ」や「規制の改善と見直し」に関する大統領令等の下での取組の現状について意見交換。

2. 日米二国間協力関係の更なる促進の方途

高速鉄道に関する協力*：高速鉄道整備による雇用創出，地域経済開発，地球環境面での寄与及びそれらを踏まえた高速鉄道整備の取組み及び協力に関する意見交換。

インターネットエコノミー*：クラウドコンピューティング技術，商業ネットワークのセキュリティの高度化，ネットワークの中立性及び通信の自由などインターネットエコノミーに関し日米の取組の状況に関する情報共有。

クリーンエネルギー技術協力*：クリーンエネルギー技術の開発と普及に向けた日米協力の推進状況に係る情報共有。

レアアース等稀少資源に関する日米協力*：レアアース等稀少資源に関する日米協力についての情報共有。

イノベーション・起業・雇用促進*：雇用と経済成長の源泉であるイノベーションや起業，国境を越えた投資に係る日米協力についての情報共有。

(*＝その他の日米間の協議枠組みで進められている事項)

3. 貿易円滑化

(1) 安全かつ円滑な貿易の促進

24 時間ルール・10+2 ルール：相互に承認した認定事業者制度を考慮し，輸出手続の円滑化のための 24 時間ルール及び 10+2 ルールの緩和について議論。

米国向け全コンテナ貨物に対する船積み前スキャニング検査義務付け：WCO 基準の枠組みに準じた貨物検査の導入を通じた円滑な物流の確保。

旅客便に搭載する貨物スクリーニング：ICAO 等国际基準に協調する旅客便搭載貨物検査の実施を通じた航空保安対策の実施。

リチウム電池輸送規制：米国運輸省 (DOT) 及び連邦航空局 (FAA) によるリチウム電池輸送にかかる安全規制強化案について議論し，関連の国際的勧告を踏まえて，流通の円滑化のための方途を検討。

(2) 企業の負担軽減

再輸出規制の我が国輸入者（再輸出者）の適用除外：米国産品の再輸出に関し，日本が全ての国際輸出管理レジームに参加し，厳格な輸出管理を行っていることを踏まえ，日米間の更なる貿易円滑化のため，再輸出者の負担軽減に配慮した方途の探求。

クリーン・トラック・プログラム問題について：ロサンゼルス港における進入許可にかかる加州の制度の見直しの可能性について議論。

無線機器の米国輸出時における提出書類：税関書類 (FCC 様式 740) について，無線機器の製造の実態を勘案し，最終検査を行った企業の記載で足りることとする。

輸出許可 (E/L) の申請プロセス：防衛関連製品の輸出手続の円滑化と企業の負担軽減のための方途について議論。

不当に長期にわたる AD 措置：日本企業の正当な輸出利益を確保し，輸入者やユーザーの過剰な負担を防止するために，不当に長期にわたる AD 措置の撤廃。

モデル・マッチング：ダンピング・マージン計算方法を適正化する観点から，モデル・マッチングがより類似性の高い産品間で行われるよう確保。

NY 州・加州における日本産焼酎の販売条件：ニューヨーク州及びカルフォルニア州における，韓国産ソジュと同条件での日本産焼酎の販売許可。

酒類容器の容量規制：酒類容器の容量規制の撤廃により，酒類市場の開放性を進め，外国企業の負担を軽減。

自動車ラベリング法 (AALA)：自動車ラベリング法の目的を念頭に、実用性と企業の負担軽減の観点から国産比率表示ラベル貼付の義務づけの見直しの可能性について議論。

4. ビジネス環境の整備

(1) 参入機会の確保と予見可能性の向上

無線局免許に関する外資規制：電気通信業務を行うことを目的とする無線局免許に関する外資規制（直接20%まで、間接25%まで）について、外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を確保すべく、撤廃。

端末機器における競争：多チャンネル・ビデオ番組配信事業者やIPTVのような次世代TVサービスプロバイダーからのサービスへアクセスするための端末機器市場について、「国家ブロードバンド計画」に基づき、競争と新規参入を確保。

ユニバーサルサービス：支援額が増大し財政状況が悪化しているユニバーサルサービス基金について、事業者の参入機会や予見可能性を確保すべく、「国家ブロードバンド計画」に基づく包括的な改革の着実な実施、及び拠出や支出の在り方を含む制度を改善。

基地建設優遇措置：米国による海外基地建設工事計画の入札に際して、開放性と日本企業に対する対等な参入機会を確保。

RUS ローンのローカル・コンテンツ条件：農務省地方公益サービス(RUS)の電気通信設備整備のためのローンについて、一部の国を除きローカル・コンテンツ条件が課されているため、公平性及び事業者の参入機会を確保すべく、廃止。

外国弁護士受入要件の緩和：日米の相互主義の観点から、米国の全州における外国弁護士のFLCとしての許可要件の見直しを検討（職務要件の短縮、申請直前要件の廃止、第三国における職務経験期間の算入）。

外国弁護士受入制度の全州への拡大：FLC制度の全州拡大とともに、受入制度の一元化の推進。

1920年商船法 (ジョーンズ・アクト) の適用について：ジョーンズ・アクトの下での市場参入障壁の問題を解決することによる、造船市場の開放性を確保。

1920年商船法 (ジョーンズ・アクト) に基づく制裁措置：米国政府に対し、今後、連邦海事委員会(FMC)が市場の実情を無視して日本を含む外国海運企業による商業的海運活動を一方的に規制することのないよう確保。

アラスカ原油輸出禁止解除法を含む各種貨物留保措置：1994年のWTO海運継続交渉に関する閣僚決定にかんがみ、商船貨物であるアラスカ原油の輸出に際しての、米国籍船使用の義務付けに代表される各種の貨物留保措置の撤廃。

新運航補助制度：国際海運市場における自由且つ公正な競争条件の確保のため、毎年1億ドルを超える運航補助を10年間にわたり実施する新航海補助制度（MSP）の廃止。

早期公開制度の例外規定廃止：重複投資の可能性を低下させ、事業損益の予測可能性を向上させるために、早期公開制度における例外規定廃止。

温州みかんの検疫条件の緩和：内外無差別の原則から、フロリダ州産かんきつに対する規制と同水準の規制となるよう、日本産温州みかんに適用している検疫条件を緩和。

有機農産物等の同等性：相互主義の観点から、日本が、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格（JAS規格）と米国有機プログラムとの同等性を承認しているように、日本産有機農産物等に同等のアクセス機会を与えるため、日本を有機同等国として承認。

（2）審査基準の透明性向上

外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準：事業者の参入機会や予見可能性を確保すべく、外国電気通信事業者等の米国市場への参入時の審査基準である「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」について、撤廃ないし明確化。

バイ・アメリカン（建設資材）：バイ・アメリカン法及び連邦調達規則 52.225 等の規定の適用除外条項は、“Contracting Officer”の決定を要するとの要求基準の明確化。

途上国からの輸入タイヤの米国安全基準合致性等サンプリング調査の実施の明確な提示：増加する途上国からの廉価なタイヤが米国安全基準をクリアしているか懸念があり、これらについて議論。

（3）企業の負担軽減

コンゴ産鉱物：金融改革・消費者保護法 1502 条により、米国証券取引法に基づき導入される予定である米証券取引委員会（SEC）へのコンゴ産紛争鉱物に係る開示・報告義務について、負担とサプライチェーンへの影響を現実的かつ必要最小限にする方途を検討。

医療保険制度改革法におけるメディカル・ロス・レシオ規制：「最低ロスレシオ規制」算出に際し、中小規模保険会社に配慮した措置を検討。

再保険引受けにおける担保要件：担保要件の撤廃により、大きなコストを負わされている外国保険会社の負担を軽減。完全撤廃に向けた一つのステップとして、再保険担保の減額制度を含む改善を実施。

信託財産の強制制度：機動的な資産運用の確保と口座管理にかかる事務負担軽減のための、信託財産の強制制度の撤廃。

米国特許施行規則の先行技術についての情報開示義務（IDS 制度）の緩和：米国特許施行規則の下での出願人による特許発効までの米国特許商標庁に対する情報開示義務に関し、特

に非英語の出願人について、事務負担軽減の観点から不必要な規則の合理化を検討。

エタノール混合燃料(E15 燃料) の販売許可：E15 燃料の販売許可に対する実質的な対応策について、製造者及び消費者の混乱や部品の劣化のリスク等も考慮して議論。

オゾン層破壊物質に係る物品税：内国歳入法 4681 条の規定遵守のため、企業にとって輸入製品が規定を遵守するものかどうかにつきサプライヤーを遡って調査することが困難であるということを念頭に、実行可能な対応を検討。

電子渡航認証システム (ESTA) 有料化：日米間の人的交流及びそれに伴う経済関係の発展への影響に配慮し、ESTA 有料化に懸念。

査証申請料の値上げ：「無料で非移民査証を発給する」との日米間の取極に則り、「査証申請料」の見直し及び改善。

ビザ更新手続きの効率化：米国経済における活発な日本企業の活動の維持発展のため、米国内でのすべてのビザ更新手続きの再開や、貿易・投資駐在員 (E) ビザの第三国でのビザ更新手続きの開始。

ビザ発給及びビザ有効期間：米国の企業内転勤 (L) ビザの有効期間を延長、及び短期就労 (H) ビザの弾力的運用。

滞在許可証の有効期間の延長：相互主義の観点から、滞在許可証 (I-94) の有効期間延長。

滞在許可証更新手続きの効率化：在米日本企業駐在員の負担軽減の観点から、E ビザの滞在許可証 (I-94) の米国内での更新・変更手続きの開始。

オプショナル・プラクティカル・トレーニング (OPT) 取得審査・発給の迅速化：日本人留学生の迅速な就労のため、審査・発給の効率化。

US-VISIT Exit (米国出国時の指紋採取)：指紋等の生体認証情報採集の重い責任を航空会社及び船舶会社に転嫁することを避けるための、米国国土安全保障省による非米国人の米国出国時の指紋採取についての規則案の見直し。

対イラン制裁法：米国のイラン制裁法が、実際に発動されれば一般国際法上許容されない国内法の域外適用について問題となる可能性があることに留意。

ヘルムズ・バートン法 (キューバ制裁法)：ヘルムズ・バートン法 (キューバ制裁法) の実施停止の継続。

(4) 制度・規制の合理化, 明確化

再審査請求の理由を、特許法 112 上の全ての要件不備に拡大：再審査請求の理由を、特許法 112 上の全ての要件不備に拡大することを通じ、瑕疵がある特許権を無効にするための機会を保障。

単一性要件の特許協力条約（PCT）基準との統一化：出願人・特許権者・監視者の負担軽減のため、単一性の判断基準の特許協力条約（PCT）基準に準じた緩和。

ヒルマードクトリンの廃止及び後願排除効力の言語差別の撤廃：英語以外の言語により国際公開される出願に考慮したヒルマードクトリンの見直し。

秘匿特権の弁理士への拡張：弁理士への秘匿特権の承認の拡張を通じた、訴訟時の企業情報の保護。

社会保障番号（SSN）取得手続きの迅速化：在米駐在員が速やかに現地での生活を立ち上げられるよう、SSNの発給の迅速化。

駐在員配偶者・子女のSSN取得手続：駐在員配偶者へのSSN発給について、制度を社会保障事務所窓口に周知徹底させ、統一的な制度の運用・取扱いが実施されることを確保。

保険業界における州別規制：選択式連邦規制のような連邦規制の導入。また、その実現までの間、次善の策として、規制に関する州間相互承認制度や認可申請・届出の簡素化など、実効性のある対応策の導入。

バラスト水管理：バラスト水管理に関する規制を国際的基準に調和を通じた海運サービスの提供者に対する負担軽減及び円滑な貿易の確保。

環境規制等の州別規制の統一化：燃費規制・温室効果ガス規制、タイヤの低燃費化や修理に関する規制、会社登記の維持管理等、州毎に異なる規制の統一化を通じた環境保全等と産業界の負担の適正なバランスの確保。

電気通信にかかる接続料（アクセスチャージ）：州際アクセスチャージ、州内市外アクセスチャージ、市内相互補償料金の3つが存在することについて、事業者の参入機会や予見可能性を確保すべく、「国家ブロードバンド計画」に基づく包括的な改革の着実な実施、及び、統一的な制度の確立。

スマートフォン・電子書籍端末等における著作権侵害への米国政府の対応：スマートフォン・電子書籍端末等における著作権侵害への米国政府の対応に関する情報共有。

外国弁護士地位向上：米国における弁護士会における外国弁護士の地位や権利等の保障の有無、程度の明確化。各州の外国弁護士が取り扱える法の範囲について、特に第三国法の取扱いの可否や条件の明確化。

5. 制度調和

各州免許取得期間の合理化・国際運転免許証の取扱いの改善：外国人居住者の実情に合わせた合理的な運転免許の期間・要件を定めるため、各州へ働きかけ。

運転免許有効期間延長：頻繁な運転免許更新による負担軽減のため、在米駐在員への運転免許の有効期間延長。

先発明主義とインターフェアレンス手続：先発明主義から国際標準である先願主義への移行，移行までの暫定措置としてのインターフェアレンスの手続の簡素化。

植物特許の新規性：植物特許の新規性要件を，植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV 条約)に従い，米国で販売されていない場合には販売から4年（樹木及びぶどうについては6年）以内に延長。

メートル法の併記と法制化：国際標準化機構（ISO）等における国際規格・基準の策定にあたっての基準単位として採用されているメートル法の米国における採用拡大の徹底と改善状況の確認。

6. その他の案件

バード修正条項に基づく分配の停止：バード修正条項に基づく経過措置によるAD税及び相殺関税収入の当該措置を提訴又は提訴を支持した米国内の生産者への分配を停止することを通じた，WTO勧告の履行を確保。

その他の企業の取扱い (all others rate の算定方法)：「その他の企業の取扱い」に関する米国のWTO勧告の履行を通じた，適正なダンピングマージン計算方法の確保。

ゼロイング：ゼロイングについて，これを禁止するWTO勧告の迅速かつ完全な履行を確保。

7. 地域・グローバル課題への連携： 地域・グローバルにおける経済面での更なる協力促進の方途

地域・グローバルにおける経済面の課題に関する協力：APEC, WTO等における連携・協力をはじめ，地域・グローバルにおける通商・ビジネス環境面等の課題に関する日米間の連携・協力。

WTOドーハ・ラウンド交渉に関する協力：妥結のための重要な「機会の窓」である本年に，DDAの早期妥結を実現するため，米国との間で必要な意見交換を行う。

(了)

TPP 交渉参加国における具体的な通商問題

対象国	問題分野	具体的問題点	関係業界
米国	アンチ・ダンピング	恣意的なダンピング認定や長期間に亘るアンチ・ダンピング税賦課	鉄鋼、化学、自動車
マレーシア	国産品使用要求	自動車メーカーへの税制優遇に関し、部品の物品税（60%）還付が受けられるのは、マレー国内の現地調達率(30%)を満たす製品に限定される。	自動車
	政府調達における内外差別	マレー政府への商品納入ができるのは、マレー系マレー企業（プミプトラ企業）のみに限定されており、外資が過半を保有する企業は商品納入出来ない。	機械、電気機器 他
	鉄鋼免税制度	輸入関税免除制度が在るが、運用手続きについて明確な規定が存在せず、需要家が要求する品質・スペックを満たす鋼材の免税枠取得が困難。	鉄鋼
	強制的技術移転	マレー政府による商業化支援資金の活用を申請すると、応募条件となっていない技術移転が無いことを理由に却下される。	機械
	規制の不透明性	輸入に際しては、輸入許可証が必要であるが、輸入代理店資格や割り当てられる輸入許可証の発給数については明確な規定が存在しない。	自動車
	現地人雇用要求	プミプトラ政策として、会社全体及び役職階層別にマレー人を一定比率以上雇用することが義務付けられている。	全業界
	外資制限	コンビニ及びスーパーマーケットにおける外資規制 卸・小売り・仲介におけるマレー系資本 30%以上義務付け 保険会社設立時の外資出資規制	流通、保険
	輸出規制	自国内での加工度を高めるため、1985年以降、27樹木種及び直径12cm以上の全ての樹種の輸出が禁止されている	木材
	標準規則の不透明性	商品認証の基準や取り決めが不明確で、認証取得に多大な時間が掛かることがある。	全業界
	規制の複雑さ	製品出荷時に certificate が必要であるが、検査官検査が保税倉庫或いは税関倉庫で行われるため、荷物を揚げた後、横持ちする必要がある。また、倉庫への出し入れ、倉庫料、certificate 発行等にも費用が掛かる。	全業界
規制の不透明性	鉄鋼の強制規格導入により、水際検査を義務付けられたため、コストが掛かる。合否基準・運用が不透明な中で、輸入が差し止められるケースが発生している。	鉄鋼	
ベトナム	環境・労働基準エンフォースメントの不足	地元業者は、十分な環境保護対策、労働者保護を行っていないため、製品のコストが安く競争力があり、それらへの対応を行っている我が国企業の販売が伸びない。	機械
	知財権侵害	取締当局は、侵害者に軽微な罰則が科される1回目の強制捜査は行うが、厳しい罰則が科される2回目の捜査は中々行わない。 商標侵害の二輪車が交通運輸省から車両登録を受けているケースがある。	自動車
	規制の不透明性	外国投資に関係する地方官庁（計画投資局、工業団地管理委員会）では、法の解釈及び執行にバラツキがある。	全業界
	政府調達における内外差別	外国企業は、ベトナム人のコントラクターとパートナーシップを組むか、ベトナム人のサブ・コントラクターと契約しなければ、応札出来ない。	建設
	輸入品の事故	ベトナム企業が輸出した冷凍食品（養殖エビ、エビフライ、エビ餃子等）から、残留抗菌剤が検出される事例多数。	食品
	インフラ不足	道路の信号等が未整備なため、交通の大渋滞や事故が多い。僅かな雨でも道路が冠水する。	全業界
	通関手続きが負担	税関書類はベトナム語に翻訳しなければならない。通関費用も高い。	全業界
オーストラリア	外資規制	外資が参入する際には、外国投資審査委員会の許可が必要であるが、相当な時間とコストが掛かる。	鉄鋼、全業界
	規制の複雑さ	ビクトリア州の安全装備義務化、ニューサウスウェールズ州の代替燃料標準化案等、各州政府が独自の基準にて規制を導入しており、商品対応が複雑になる。	自動車
チリ	知財権侵害	模倣品（商標権侵害品）、海賊版（著作権侵害）の横行によって、正規品の販売減少やブランドイメージの毀損が生じている。	全業界
ペルー	インフラ不足	道路・港湾・電気・水道等のインフラが不十分であるため、国内輸送コストが割高。 港湾・空港・通関設備不足により、輸入に時間を要する。	全業界
	通関の非効率	関税当局と税務当局との適用関税コードの解釈の差異により、不適切に高い関税が課される。	電気機器

「TPPの輪郭」(概要)

平成23年12月
外務省経済連携課

11月12日にTPP参加9か国が発出した「TPPの輪郭」の概要は以下のとおり。

1. 協定の5つの特徴

- (1) 包括的な市場アクセス(物品の関税や、サービス貿易及び投資の障壁の除去)
- (2) 地域全域にまたがる協定(地域の生産・サプライチェーンの発展を促進)
- (3) 分野横断的な貿易課題(規制制度間の整合性確保、競争力強化とビジネス円滑化、中小企業によるTPPの利用、開発(協力))
- (4) 新たな貿易課題(デジタル経済やグリーン・テクノロジー等の貿易や投資の促進)
- (5) 「生きている」協定(将来の貿易の課題や新規参加国の追加に伴う課題に対処するための協定の更新)

2. 範囲

- (1) 全ての重要な貿易及び貿易関連分野、これには、新たな貿易課題や分野横断的課題も含む
- (2) 特定の市場アクセスの約束(物品の貿易、サービス貿易、政府調達)
- (3) 高い基準の採用と、途上国メンバーのセンシティブティ等への適切な対応
- (4) 新しい分野横断的約束(中小企業の国際貿易への参加の促進等)

3. 協定条文案

事実上全ての交渉グループで統合条文案を作成。いくつかの分野でほとんど完成している一方で、更なる作業を要する分野もあり、各国意見の相違点については、括弧が付されている。以下の事項について交渉中の課題とその進捗状況につき要点を記載。

- ①競争、②協力及び貿易に関する能力の構築(「協力」)、③越境サービス、④税関(「貿易円滑化」)、⑤電子商取引、⑥環境、⑦金融サービス、⑧政府調達、⑨知的財産、⑩投資、⑪労働、⑫法律的事項(「制度的事項」及び「紛争解決」)、⑬物品市場アクセス、⑭原産地規則、⑮SPS(衛生植物検疫)、⑯TBT(貿易の技術的障害)、⑰電気通信、⑱一時的入国(「商用関係者の移動」)、⑳繊維・衣料品(従来は「市場アクセス」に分類)、㉑貿易救済

(注)①～⑳は、従来、我が国が作成してきた資料における21分野と基本的に同じものであるが、「21分野」と名称が異なっているものには下線、分野が結合・分割されているものには点線を付している。括弧内の斜体字は、従来用いてきた名称等。

4. 市場開放のパッケージ

- (1) 物品貿易: 関税譲許表はすべての品目(約11,000のタリフライン)をカバーする。また、共通の原産地規則を作成中。
- (2) サービス・投資: すべてのサービス分野をカバーし、高水準の成果を確保するため「ネガティブ・リスト」方式を基礎として交渉中。
- (3) 政府調達: 相互のセンシティブティを認識しつつ、参加国相互の政府調達市場へのアクセスを最大にするよう交渉中。

5. 今後の予定

TPP参加9カ国の首脳は、12月の初めに交渉担当者が会合を開き、その際に追加的な交渉会合の日程を調整するよう指示。

(了)



郵政民営化見直しがTPPの火種に 米が猛反発

2012.4.11 17:42

【ワシントン=柿内公輔】環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への日本の交渉参加問題をめぐり、米国が日本の郵政民営化見直しに不満を募らせている。完全民営化路線の後退で、米保険業界の参入が一層阻害される懸念を強めているため、日本の交渉参加に大きな足かせとなる恐れが強まってきた。

米通商代表部(USTR)のカーク代表は10日、訪米中の玄葉光一郎外相と会談し、郵政民営化法改正案について、「米国の議会や利害関係者が強い関心を有している」と表明。米側は特に保険分野を問題視、今後、両国で継続協議することになったという。

改正案では、かんぽ生命保険株式の完全売却義務が努力目標に後退。米保険業界にはかんぽ生命が政府の信頼をバックに営業を続ける可能性が残ることに猛反発。米国生命保険協会は「公正な競争条件の確保を求めてきた業界の懸念を無視した」と非難声明を出している。

訪米中の民主党経済連携プロジェクトチームの議員調査団と10日会談したマランティスUSTR副代表も懸念を表明。TPP推進派の吉良州司衆院議員は米側から公正な競争条件の確保と市場開放を強く促されたことを明らかにした。

マランティス副代表は、日本の交渉入りに向けて米議会が承認するための明確な条件はない、としながら「議会と業界が納得する姿勢」を日本が示さない限り、調整は難航する可能性を示唆したという。

日米の事前協議では、自動車や農業と並び、郵政と保険をめぐるせめぎ合いが激しさを増しそうだ。

© 2012 The Sankei Shimbun & Sankei Digital

© 2012 Microsoft

Microsoft